

延命措置の中止

法的責任問わず 尊厳死法案で自民

自民党のプロジェクトチーム（PT）がまとめた「尊厳死に関する法案」に、医師の免責事項として「延命措置の中止」が盛り込まれることが17日、分かった。尊厳死を望む患者に対し、新たに延命措置を施さないことだけでなく、着手した延命措置の中止も認める踏み込んだ内容となる。

医師の免責事項をめぐつては、人工呼吸器装着などの延命措置を新たに開始しない「不開始」に限定するか、すでに実行中の措置の取りやめを含む「中止および不開始」にまで拡大するかがPTでの議論の焦点となり、素案の段階では両論併記になっていた。

ただ、医療関係者へのヒアリングなどでは「実行中の延命措置の中止に踏み込まなければ、尊厳死の法制をつくる意味が薄れる」と

の声が強く、「中止および不開始」の案を採用した。条文には、免責事項として「終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止すること」との文言を明記する方向だ。

これにより、患者の意思表示があれば、人工呼吸器を取り外すなどの処置をしても医師は法的責任を問われなくなる。

法案は「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法案（仮称）」。15歳以上の患者が延命治療を望まないと書面で意思表示し、2人以上の医師が終末期と認めた場合、延命措置の中止や不開始を認めること。

自民党PTは条文化の作業を終え次第、公明党、民主党、日本維新の会などと協議し、議員立法として今国会への提出を目指す。